令和５年度埼玉県スポーツ少年団活動活性化事業実施要項

スポーツ少年団における様々な課題解決に向けた事業を展開し、各市町村スポーツ少年団本部の活動が活性化することを目的とする。

１．会　　場

各市町村スポーツ少年団の必要と条件に応じた施設とする。

２．期　　間

令和５年度中（令和５年４月１日より令和６年３月末日）までに実施する。

３．実施方法

（１）市町村スポーツ少年団で事業を企画し、県本部に申請するものとする。

（２）埼玉県スポーツ少年団本部が主催とする各種目別大会の地域予選または、それに準ずるものには、申請することができない。(市町村スポーツ少年団本部主催の各種目別大会も該当する。)

（３）申請事業数は全県で７９事業とし、令和４年度登録者　(団員・指導者・役員・スタッフ（市町村段階含む)）を基準とし、全市町村もれなく１事業申請することができる。

また、1,500 名を超える登録者がいる市町村は、下記のとおり、1,000 名を超えるごとに１事業申請できるものとし、申請数を確定する。

基本申請数　１事業

1,500～2,499	＋１事業	2,500～3,499	＋２事業
3,500～4,499	＋３事業	4,500～5,499	＋４事業
5,500～6,499	＋５事業	6,500～	＋６事業～

なお、令和４年度登録数に基づき、複数事業を申請できる市町村については１事業として、計画することもできる。

４．実施内容

（１）事業内容については、以下の課題解決に向けた事業を行うこと。

ア）団員同士の相互交流を目的とした事業

イ）幼児や小学生の加入を促進する事業

ウ）中学生や高校生の加入を促進する事業

エ）学校や地域団体等との連携にかかわる事業

オ）その他、市町村スポーツ少年団の課題解決に向けた事業

（２）開催は半日程度とし、市町村スポーツ少年団が主催する事業であること。

（３）指導者及び役員・スタッフ等が参加する研修事業は対象としない。

５．参加対象者

令和５年度スポーツ少年団に登録している団員

※ただし、実施する内容によってはスポーツ少年団活動に興味がある子どもとその保護者も参加対象とする。

６．経費

県補助金は１事業３万円とし、市町村負担金を３万円以上とする。

７．申請方法

別紙様式－１（事業計画書・収支予算書・事業実施要項）を７月末日までに県本部あて申請する。事業終了後、すみやかに様式－２（事業報告書・収支決算書）を提出する。

８．証拠書類の保管

補助事業執行に伴う各経理の領収証等証拠書類は、支出科目ごとに完備して、県本部から提出要請があった場合は、すみやかに提出すること。